# 財産管理運用規程

公益社団法人 日本環境教育フォーラム

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本環境教育フォーラム(以下「この法人」という。) の財産の管理、運用並びに処分について定め、この法人の財産の適正かつ効率的な運用 を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 「財産」とは、「流動資産」、「固定資産」及び「繰延資産」の一切の「資産」をい う。

#### (財産の種類)

- 第3条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
  - 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1)理事会で、基本財産とすることを決議した財産
  - (2)公益法人への移行日以降に基本財産として寄付された財産
  - 3 この法人の公益法人への移行時の基本財産は、公益法人の移行時の財産目録で、基本財産として特定された財産とする。
  - 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
  - 5 公益認定を受けた日以降に寄付を受けた財産又は交付を受けた補助金その他の財産については、その2分の1は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用に充てるものとする。

## (管理責任者)

第4条 財産の管理責任者は、理事長とする。

#### (基本財産の維持管理及び一部処分など)

- 第 5 条 基本財産についてこの法人は、公益目的事業に資するために適正な維持及び管理 に努めるものとする。
  - 2 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に定期預金として預け入れるものとし、その 運用益については公益目的事業に使用するものとする。
  - 3 公益目的事業に資するため、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保 に提供する場合には、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上 の決議を得なければならない。

# (その他財産の維持管理及び一部処分など)

- 第 6 条 基本財産以外のその他財産については、当該財産の用途、目的に応じて適切に維持管理若しくは運用、使用ないしは処理するものとする。
  - 2 やむを得ない理由により重要なその他財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を得なければならない。

## (重要な財産の処分又は譲受け)

第7条 この法人が基本財産その他重要な財産の処分又は譲渡を行おうとするときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

# (改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## (その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、財産の管理運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成23年3月22日から施行する。